

議第二号議案

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年群馬県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第三十条」を削り、同項の表第三十九条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第二項第一号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第十九条第一項中「議会の保有する」を削る。

第四十八条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十九条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条第十項の改正規定（「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。）、第十二条第五項の改正規定（「及び第三十条」を削る部分に限る。）並びに第十八条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号イ、第十九条第一項、第四十八条並びに第四十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正等を行うとするものである。